

# 食費・居住費の特例減額措置について

利用者負担第4段階は食費・居住費の減額対象となりませんが、高齢夫婦世帯等で世帯員の一人が施設に入所したことにより、在宅で生活される世帯員が生計困難となる場合には、食費・居住費を利用者負担第3段階の負担限度額に認定することができます。

## 特例減額措置対象者

次の要件を**全て満たす方**が対象です。

- ① 属する世帯の構成員の数が2以上であること。  
※配偶者が同一世帯内に属していない場合は、世帯員の数に1を加えた数（③～⑥の判定にも含める）。  
※施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなします（③～⑥において同じ）。
- ② 介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担していること。
- ③ 世帯の年間収入（公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額）から、施設の利用者負担（施設サービス費の自己負担額・食費・居住費の年額）を除いた額が80.9万円以下となること。  
(例) 施設の利用者負担額が月に13.9万円の場合・・・  
$$13.9\text{万円}/\text{月} \times 12\text{月} + 80.9\text{万円} = \underline{247.7\text{万円}}$$
以下が該当  
世帯の年間収入
- ④ 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること。
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと。  
※短期入所(ショートステイ)の利用には適用されません。  
※施設サービス費の自己負担額に高額介護サービス費の支給が見込まれる場合には、支給される高額介護サービス費分を控除した額で計算します。

## 特例減額措置の内容

上記の特例減額措置対象者の要件③に該当しなくなるまで食費若しくは居住費、又はその両方について、利用者負担第3段階②の負担限度額を適用します。

**減額対象となる要件に該当し、食費・居住費の減額を希望される場合には、**

**申請が必要です。**

**裏面もご覧ください**

## 申請時に必要なもの

- ① 介護保険負担限度額認定申請書(市民税課税層における特例減額措置)
- ② 市民税課税層における特定入所者介護サービス費の特例減額措置に係る資産等申告書
  1. 利用者及び世帯全員の収入について確認します。  
※世帯全員の所得証明書・源泉徴収票・年金支払通知書・確定申告書などの写し  
※施設の利用者負担については契約書の写し
  2. 利用者及び世帯全員の預貯金等について確認します。  
※預金通帳の写し、有価証券・債券などの保有状況
  3. 利用者及び世帯全員について、日常生活に供する資産以外に住宅や土地などの資産がないことを確認します。

申請内容を審査し、減額対象となる場合には、『介護保険負担限度額認定証』を交付します。  
交付された認定証は入所施設に提示してください。

### お問い合わせ先

村上市役所 介護高齢課 介護保険室

☎0254-53-2111 内線 3411~3412

荒川支所 地域振興課 地域福祉室 62-3104

神林支所 地域振興課 地域福祉室 66-6113

朝日支所 地域振興課 地域福祉室 72-6887

山北支所 地域振興課 地域福祉室 77-3113